

プラネタリーヘルス学環研究奨励金 Q&A

Q1. 対象者について教えてください。

DrPH プログラム新入生及び在学生かつ募集要項記載の重複受給の制限に該当しない者が対象となります。

Q2. 申請期間は決まっていますか。

申請期間は決まっています。申請期間外の申請は受けません。

Q3. 副業で収入（報酬）を得る予定がありますが、申請可能ですか。

重複受給の例外に該当する場合がありますため、申請可能です。
なお、採用年度（申請した年の10月～翌年9月）よりも前に得た収入については、申告不要です。

Q4. 給付金額の調整がされるのはどのような場合ですか。

一例になりますが、採用年度内（10月～翌年9月）に収入※を得る場合、月額15万円の給付金額から調整（減額）される場合があります。

※原則、報酬等を受ける場合、本奨励金を受給することはできませんが、報酬等が不十分だと判断される場合は給付されることがあります。

Q5. 給付金額はどのくらい調整されますか。

一例になりますが、採用年度内（10月～翌年9月）に得られる収入※の金額に応じて審査委員会が調整額を決定する場合があります。

※原則、報酬等を受ける場合、本奨励金を受給することはできませんが、報酬等が不十分だと判断される場合は給付されることがあります。

Q6. ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）の業務を行う予定がありますが、申請可能ですか。

申請可能です。長崎大学のTA、RAの業務で得た報酬は重複受給の制限に該当しません。

プラネタリーヘルス学環研究奨励金 Q&A

Q7. 奨励金の給付期間は1年間のみですか。

更に1年、受給期間を延長できるよう給付継続審査を受けることが可能です。受給期間は通算で3年間を超えることはできません。

Q8. 採用後に必要な手続きはありますか。

採用後は、振込依頼書をご提出ください。受給年度末には修学及び研究の進捗状況・成果報告書をご提出いただきます。受給期間中に日本学術振興会特別研究員又はその他の給付型奨学金に申請してください。

Q9. 受給期間中に他の奨学金に採択されましたが、どうしたらいいのですか。

事務室に報告をお願いします。他の奨学金が、重複受給が認められない奨学金である場合は本奨励金もしくは他の奨学金を受給するか選択してください。

Q10. 研究奨励金受給者は日本学術振興会特別研究員又はその他の給付型奨学金に申請することが義務付けられていますが、申請できなかった場合継続して給付を受けることができないのでしょうか。

原則、受給期間中に研究奨励金受給者は日本学術振興会特別研究員又はその他の給付型奨学金に申請することが義務付けられています。やむを得ず申請できなかった事由があれば、申請できなかったとしても、継続して給付を受けることができます場合があります。

Q11. 採用実績を教えてください。

2022年度 2名 採用率 67%

2023年度 3名 採用率 75% (継続受給者含む)